

結核通院医療(法37条の2)の公費負担対象適否

医療	項目	適否
診察	初診料	×
	再診料、外来管理加算	×
	外来診療料	×
指導管理	特定疾患療養管理料	×
	小児科外来診療料	×
	外来栄養食事指導料	×
	薬剤情報提供料	×
	診療情報提供料	×
	傷病手当金意見書交付料	×
	療養費同意書交付料	×
	診断書料・協力料	×
在宅	在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料	×
検査	結核菌検査(塗抹・培養・薬剤感受性検査)	○
	副作用の早期発見のために必要な検査(血液・眼科・耳鼻科検査等)	○
	上記検査の判断料、採血料	○
	核酸増幅法、その他のDNA検査	×
	血沈検査	×
	上記以外の検査	×
画像	X線検査	○
	CT	○
	MRI	×
投薬	化学療法	○
	処方料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤料	○
	処方せん料、特定疾患処方管理加算	○
	調剤技術基本料	○
注射	注射料	○
処置・手術・入院	外科的療法	○
	骨関節結核の装具療法	○
	上記療法に必要な処置その他の治療	○
	上記療法に必要な入院	○
	上記療法による入院の入院基本料	○
	リハビリテーション(リハビリ及びリハビリのための入院)	×
食事	入院時食事療養	×

【参考】結核入院医療(法第37条)の公費負担範囲

- (1) 診察、(2) 薬剤または治療材料の支給、(3) 医学的処置、手術およびその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送 ※都道府県知事が必要と認めたもの

結核医療以外の医療が行われた場合、その医療が患者にとって緊急に必要であり、措置期間中に受療しない場合に、当該感染症の回復に悪影響があることが明らかな場合は公費負担の対象となる。